

「特定技能1号（介護）」等の在留資格者の各種貸付事業に対する取扱いについて

福祉人材センターで実施している貸付事業における、「特定技能1号（介護）」、「技能実習（介護）」及び「介護」及び「留学」及び「家族滞在」の在留資格者に対する取扱いについて、下記のとおりとする

## 記

### 1 対象となる在留資格

- (1) 特定技能1号（介護）
- (2) 外国人技能実習（介護）
- (3) 介護
- (4) 留学
- (5) 家族滞在

### 2 対象となる貸付事業について

対象となる貸付事業を以下のとおりとする。ただし、在留資格1（3）「介護」及び（4）「留学」については（2）から（4）を対象事業とする。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金
- (2) 離職した介護人材の再就職準備金
- (3) 介護分野就職支援金
- (4) 障害福祉分野就職支援金

### 3 連帯保証人について

上記1の在留資格を有する者が貸付事業を利用する際の連帯保証人は、1の在留資格者を雇用する法人のみとする。

なお、連帯保証人となる法人については、貸付申請時直近の法人の決算書である貸借対照表の資産合計－負債合計が黒字であること。

※資産合計－負債合計が赤字の場合は、福祉人材センターにご相談ください。

法人保証を行うにあたり、法人は次の書類を貸付申請書に添付してください。

- ・保証書兼誓約書（法人の代表者印が押印されたもの）  
連帯保証人欄の電話番号欄には法人の担当者の氏名、連絡先を記入すること。
- ・上記の代表者印の印鑑登録証明書（3か月以内）
- ・履歴事項全部証明書（3か月以内）
- ・連帯保証人と申請者との関係を証明する書類（雇用契約書、勤務証明書等）
- ・申請時の直近の決算書の貸借対照表（法人の流動資産、流動負債が分かるもの）の写し（法人の代表者の原本証明したもの）

#### 4 貸付申請が可能な者の在留期間について

福祉人材センターの貸付事業は、対象施設、対象職種で一定期間就労するなど要件を満たせば全額免除される制度となっている。そのため、申請から全額免除までに必要な期間、日本に在留できる者について、貸付申請を認めるものとする。

各貸付の要件は次のとおりとする。

##### (1) 介護福祉士実務者研修受講資金

###### (ア) 貸付申請要件について

在留期間の5年目までに介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士の登録まで済ませられる者について、貸付申請をすることができる。

###### (イ) 在留期間6年目の貸付返還猶予申請について

通算在留期間5年に達するまでに介護福祉士国家試験に合格できなかった場合、令和8年1月21日付け社援発0121第10号厚生労働省社会・援護局長通知「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」三①対象者に関する事項（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）を誓約する者については、厚生労働省社会・援護局長が発行する「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書（別紙様式3）」の写しを添付することで、国家試験受験年度の翌年度4月から在留期間更新許可証等記載の在留期日までの期間について、貸付返還猶予申請を認めるものとする。

なお、地方出入国在留管理局から在留期間更新許可証等の書類が届き次第、10日以内に本会に在留期間更新許可証等（写し）を提出すること。

##### (2) 離職した介護人材の再就職準備金、介護分野就職支援金及び障害福祉分野就職支援金対象施設、対象職種等での就労から帰国までに2年以上の期間がある者について、貸付申請をすることができる。

連絡先：福祉人材センター 貸付グループ

052-212-5519